

大田市告示第146号

大田市農林水産業県単独事業補助金交付要綱（平成30年大田市告示第147号）の一部を次のように改正する。

令和7年9月5日

大田市長 楫野弘和

第2条に次の1号を加える。

(4) 県単農地有効利用支援整備事業実施要綱（平成22年4月16日付け農地第51号。以下「農地有効利用支援実施要綱」という。）

別表に次のように加える。

4 農地有効利用支援実施要綱関係

事業区分	実施要件	事業の種類	補助率
県単農地有効利用支援整備事業	農地有効利用支援実施要綱に準じる。 ただし、島根県が特別な場合に農地有効利用支援実施要綱に準じない場合はこの限りでない。	(1) 農業用排水施設 (2) 暗渠排水 (3) 客土 (4) 区画整理 (5) 土壌改良 (6) 鳥獣害進入防止施設 (7) 農用地の改良又は保全 (8) 営農用水施設 (9) 農道 (10) 臨時の用排水対策 (11) 特認	1/2以内

附 則

この告示は、令和7年9月5日から施行し、令和7年4月1日から適用する。